

佐賀市役所本庁舎コンビニエンスストア 運営事業者募集仕様書

佐賀市財産活用課

佐賀市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者募集仕様書は、佐賀市（以下「市」という。）が佐賀市役所本庁舎に設置するコンビニエンスストアについて、運営事業者が行う店舗の設置、運営及び管理に関し必要な事項を定めるものです。

1 目的

市の行政財産を有効活用し、市民の利便性の向上及び職員の福利厚生の実現を図るため、佐賀市役所本庁舎内にコンビニエンスストアを設置します。

2 運営事業者の決定方法

公募及び運営事業者の選定に関する事項については、佐賀市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者募集要項（以下「要項」という。）に定めるところによります。

3 出店場所

(1) 所在地

佐賀市栄町1番1号

(2) 設置場所及び面積

佐賀市役所本庁舎 南棟1階 93.8㎡（要項別紙2「店舗設置場所平面図」のとおり）

(3) 勤務職員数

約1,300人

(4) 1階窓口利用者数

約1,000人／日

(5) 市役所の開庁日等

通常の開庁日は、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）です。

また、現在、毎週日曜日に一部窓口を開設しているほか、毎週火曜日は一部窓口の受付時間を延長しています。

※(3)から(5)までの内容は、募集時点における参考情報です。勤務職員数、窓口利用者数、開庁日及び開庁時間等について、将来にわたって保証するものではなく、市の運用変更等により変更する場合があります。

4 内容

(1) 業務内容

コンビニエンスストアの運営に必要な設備の設置及び内装工事を行い、当該コンビニエンスストアの運営及び維持管理を行うものとします。

(2) 営業日

原則として、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）とします。なお、運営事業者の提案により、土曜日、日曜日、祝日等についても営業することがあります。

(3) 営業時間

原則として午前8時から午後6時までとします。なお、運営事業者の提案により営業時間を延長することができます。

また、災害その他の緊急事態が発生した場合等における営業時間の変更その他必要な対応について、市から協議の申出があった場合は、可能な範囲でこれに応じるものとします。

(4) 営業日及び営業時間に関する留意事項

- ① 年数回程度、施設の点検、工事等に伴い、庁舎が停電する場合があります。停電に伴い必要となる仮設電源の確保、商品の移動その他店舗の営業及び商品管理に必要な対応は、運営事業者の責任及び負担により行うものとします。
- ② 運営開始後に営業日又は営業時間を変更しようとする場合は、あらかじめ市と協議し、市の承認を得るものとします。

(5) 取扱商品等

次の要件を満たす限り、運営事業者の提案によるものとしますが、市から商品の販売について依頼があった場合には、店舗運営に支障のない範囲で協力してください。

① 取扱品目

区分	商品
必須品目	・飲食品類（食品、ソフトドリンク、インスタント食品等） ・衛生用品（ティッシュ、マスク、生理用品等） ・日用雑貨品（ストッキング、ハンカチ等）
禁止品目	・成人向け雑誌及び録画盤（佐賀県青少年健全育成条例（昭和52年佐賀県条例第24号）第13条の規定に抵触する有害図書等）

② サービス

区分	サービス
必須サービス	・公共料金の支払い対応 ・現金自動預払機（ＡＴＭ） ・マルチコピー機 ・クレジットカード、電子マネー等によるキャッシュレス決済に対応すること。

③ その他

ア ①の「禁止品目」に該当しない商品及び②に定めるもの以外のサービスについては、運営事業者の提案によるものとします。ただし、新たな商品又はサービスを取り扱う場合は、必要に応じて市と協議することとします。

イ 市のイベント開催時や災害発生時に市から要請があった場合は、可能な範囲で協力してください。また、市の情報発信及び市民サービスの向上についても協力してください。

5 店舗の運営及び管理

(1) 商品の仕入れ、管理及び搬入、廃棄物の搬出

- ① 仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れるとともに、販売する商品の品質、安全性及び販売に関する責任は、運営事業者が負うものとしします。

また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱品目については適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等を遵守してください。

- ② 商品の搬入及び廃棄物の搬出に係る経路及び時間帯については、庁舎の利用及び業務に支障が生じないように、運営事業者の決定後、市と協議の上、定めるものとしします。

- ③ コンビニエンスストア内には、運営事業者の負担により、販売した商品に係る容器、包装その他の廃棄物を回収するために必要なごみ箱を設置するものとしします。廃棄物の処理費用は、運営事業者の負担としします。

- ④ 廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守し、適正に処理してください。

(2) 防犯対策

使用許可物件に係る防犯対策は、運営事業者が自ら行うこととしします。

(3) 許認可等

店舗の設置及び運営に必要な許可、認可、届出その他の手続は、運営事業者の責任及び負担により行うものとしします。

(4) その他

- ① 運営事業者は、自ら設置し、又は管理する建築、電気、機械及び防災等の設備を常に良好かつ適正な状態に維持管理するものとしします。
- ② 使用許可物件内は全て禁煙です。
- ③ コンビニエンスストアの設置及び運営に当たっては、関係法令及び市の関係諸規定に定める事項を遵守しなければなりません。

【市の関係規定の主なもの】

- ・佐賀市庁舎管理規則（平成17年10月1日規則第7号）
- ・佐賀市公有財産規則（平成17年10月1日規則第69号）